

平成22年11月24日

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社

「発行保証金信託」の取扱開始について

中央三井トラスト・グループでは、中央三井アセット信託銀行株式会社（取締役社長 住田 謙）を受託者、中央三井信託銀行株式会社（取締役社長 奥野 順）を信託代理店とする「発行保証金信託」の取り扱いを開始しましたのでお知らせします。

プリペイドカードやIC型電子マネーをはじめとする前払式支払手段は、電子マネーの急速な普及もあり、その市場規模は拡大しています。

前払式支払手段の発行者には、従来、「供託」または「銀行等による保証」での顧客資産の保全義務が課されていましたが、平成22年4月1日施行の「資金決済に関する法律」により、新たに、信託を利用した保全方法である「発行保証金信託」が認められることとなりました。

「発行保証金信託」は、前払式支払手段の発行者にとって、発行保証金の追加・一部解約の手続きが容易であること、信託財産の運用による収益が得られることといったメリットが期待できます。

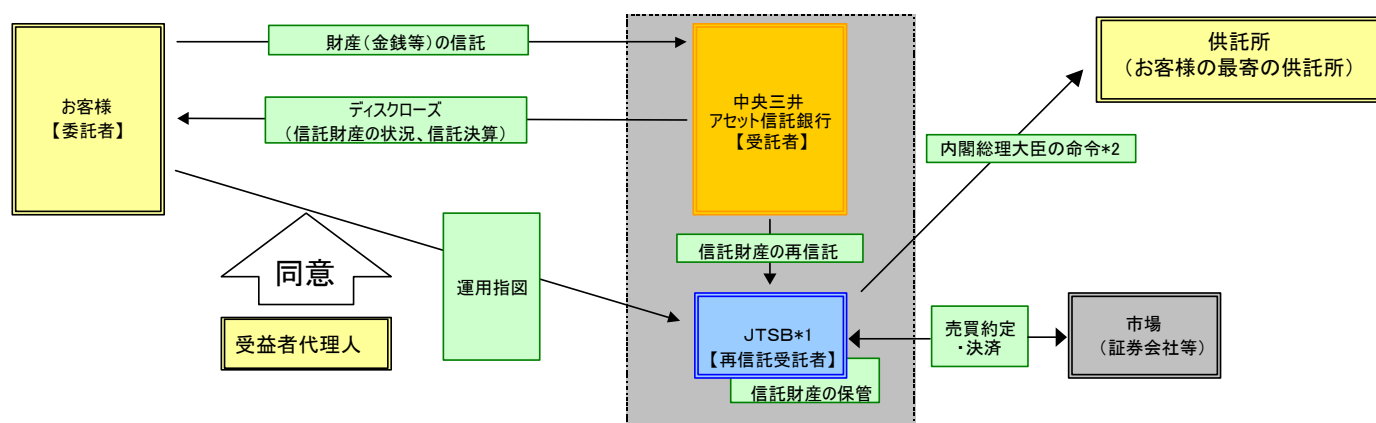
中央三井トラスト・グループでは、お客様のニーズにお応えすることができるよう「発行保証金信託」の受託等の体制を整え、このたび、日本ゲームカード株式会社（代表取締役社長 山田 明）様との間で「発行保証金信託」の契約を締結いたしました。

中央三井トラスト・グループでは、今後も信託機能の活用等による、取引先企業へのソリューションメニューの提供に取り組んでいく所存です。

以上

●発行保証金信託の仕組み

- ◆お客様(委託者)が、財産を中央三井アセット信託銀行(受託者)に信託し、委託者の運用指図により信託財産※を運用いたします。 ※預貯金、国債証券、地方債証券、金融庁長官の指定する債券等
- ◆信託財産の運用にともなう有価証券(信託財産)の決済事務・管理等は、受託者が行い、委託者に運用状況と決算の報告をいたします。



*1 「JTBSB」は日本トラスティ・サービス信託銀行の略称です。

中央三井アセット信託銀行は、信託事務の一部を再信託契約によりJTBSBへ委託しております。

*2 利用者の保護のために必要と認められるときは、内閣総理大臣から供託命令が出されます。

その命令に応じて受託者は信託財産を換価し、供託所に供託します。利用者は所定の手続きを経て供託所から還付を受けることになります。

●発行保証金信託の設定について

1. 発行保証金信託の設定

基準日(3月末、9月末 以下同じ。)における供託、金融機関による保証、発行保証金信託の合計額(以下「発行保証金合計額」といいます。)が要供託額以上となるように、発行保証金信託を設定する必要があります。

2. 信託設定時の手続き

発行保証金信託の設定には、お客様が、事前に、発行保証金信託契約承認申請書に発行保証金信託契約書を添付したうえで金融庁長官へ申請を実施し、金融庁長官の承認を得る必要があります。その後、実際に信託を行った後に、発行保証金信託契約届出書に信託財産の額を証する書面を添付し、金融庁長官へ提出する必要があります。

3. 受益者代理人

発行保証金信託では、受益者代理人の設定が必要となります。なお、複数の発行保証金信託契約を締結する場合は、同一の受益者代理人を選任する必要があります。

4. 発行保証金信託の追加

信託設定後の基準日において発行保証金合計額が要供託額を下回った場合は、発行保証金合計額が要供託額以上となるように、金銭等による追加信託を行う必要があります。(追加信託については、金融庁長官等への承認申請又は届出は必要ありません。)